尾道市建設部契約管財課

入札・契約制度の見直しについて(お知らせ)

平成26年度において、次のとおり入札・契約制度の見直しを行います。 重要な事項がありますので、必ず内容を確認し、不明な点は契約管財課へお問い合 わせください。

主な見直し項目

- 1 最低制限価格及び調査基準額の算出方法の見直し
- 2 低入札価格調査制度の見直し
- 3 入札方式の選定方法の見直し
- 4 前払金等の変更基準の見直し

問い合わせ先 建設部 契約管財課 契約係 0848-38-9282

1 最低制限価格及び調査基準額の算出方法の見直し

より一層の品質確保と建設産業の経営安定化を支援するため、「最低制限価格」及び「調査基準額」の算出方法を見直します。

現行の算出方法

	最低制限価格及び調査基準額				
	「算出式」及び「最低制限価格制度及び低入札価格調査制度に用				
	いる算出式の運用基準」(別 表)により算出し、予定価格の75%~				
解体工事を除く	90%の範囲内でその都度設定				
全ての工事	最低制限価格・調査基準額の算出式 =				
	(直接工事費×0.95)+(共通仮設費×0.90)+(現場管理費×0.80)				
	+ (一般管理費等 <u>× 0 . 3 0</u>)				
解体工事	予定価格の75%を下らない範囲でその都度設定				

見直し後の算出方法

	最低制限価格及び調査基準額			
	「算出式」及び「最低制限価格制度及び低入札価格調査制度に用			
	いる算出式の運用基準」(別 表)により算出し、予定価格の75%~			
解体工事を除く	90%の範囲内でその都度設定			
全ての工事	最低制限価格・調査基準額の算出式 =			
	(直接工事費×0.95)+(共通仮設費×0.90)+(現場管理費×0.80)			
	+(一般管理費等 <u>×0.55</u>) 【一般管理費等の基準が変更されています】			
解体工事	予定価格の75%を下らない範囲でその都度設定			

算出基準の見直しにより、最低制限価格及び調査基準額は、平均で予定価格の<u>86%</u> 程度となります。

別表(末尾掲載)「算出式の運用基準」の説明(解体工事以外の工事)

工事の種類は、 土木工事、 建築工事、 下水道工事、 上水道工事の4つに分類されます。 土木工事とは、土木一式工事の外、舗装工事、法面処理工事、造園工事等を含みます。

建築工事とは、建築一式工事、建築電気・機械設備、外構工事等、<u>建築課の設計工事</u>が対象となります。

下水道工事とは、ポンプ設備、受変電設備等の機械・電気設備工事です。

仕様書の内訳が、機器費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費、設計技術費、 一般管理費等で構成されるものとなります。

上水道工事とは、水道局の設計工事が対象となります。

- 1 まず、当該工事が、どの工事に分類されるかを確認してください。
- 2 該当する工事の種類別に、「設計書に基づく工事費内訳」を「最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳」に組み替え(置き換え)する運用基準が、それぞれの工事費内訳毎に記載されています。

土木工事に該当する工事の場合

設計書(仕様書)に基づく工事費内訳が、最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳と同一のため、設計書(仕様書)に基づく工事費内訳による金額をそのまま最低制限価格等の算出式に用いて、計算します。(5ページ以降の具体的な計算方法参照)

建築工事に該当する工事の場合

設計書(仕様書)に基づく工事費内訳が、最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳とは、 直接工事費と現場管理費において異なりますので、設計書(仕様書)に基づく工事費内訳による金額を全てそのまま最低制限価格等の算出式に用いて、計算することはできません。

(共通仮設費、一般管理費等については、同一となります。)

「最低制限価格等の算出式に用いる直接工事費」= 「設計書に基づく直接工事費×0.75」

「最低制限価格等の算出式に用いる現場管理費」=「設計書に基づく現場管理費+設計書に基づく直接工事費×0.25」となります。(5ページ以降の具体的な計算方法参照)

下水道工事及び 上水道工事の電気・機械設備工事に該当する工事の場合

「<u>直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」のすべてについて、</u>組み替え (置き換え)が必要です。

この「算出式の運用基準」は、最低制限価格・調査基準額の算出のほか、次ページの低入 札価格調査制度の数値的判断基準(工事費総額・工事費内訳別)の算出にも使用します。

最低制限価格及び調査基準額の計算例を、5ページ以降に掲載しています。

実施時期

平成26年4月1日以降に指名通知又は入札公告する工事から適用します。

2 低入札価格調査制度の見直し

より一層の品質確保と制度の効率的運用を図るため、低入札価格調査制度を見直します。

見直しの内容

適用範囲の見直し

適用範囲を設計金額1億円以上とします。

ただし、上下水道設備(電気・機械)工事等については現行どおり2,500万円以上とします。

現 行

低入札価格調査制度 設計金額5,000万円以上の工事。 ただし、上下水道設備(電気・ 機械)工事等は、設計金額2,500 万円以上の工事。

見直し後

低入札価格調査制度 設計金額1億円以上の工事。ただし、上下水道設備(電気・機械) 工事等は、設計金額2,500万円以上の工事。

上下水道設備(電気・機械)工事等とは、次の工事をいいます。

ゲート設備、ポンプ設備、送風機設備及びそれらに類する機械設備工事 受変電設備、運転操作設備、監視制御設備、計量設備及びそれらに類する電気設備工事

数値的判断基準の見直し

工事費総額判断基準価格の算出式を見直します。工事費内訳別判断基準に変更はありません。なお、公告等により事前周知した一部の工種には、現行どおり、数値的判断基準を適用しません。

工事費総額判断基準(見直し)

入札金額が、次式で算出した工事費総額失格基準価格以上であること。

工事費総額失格基準価格(税抜き)

= 直接工事費×a + 共通仮設費×b + 現場管理費×c + 一般管理費等×d (係数a,b,c,dは次表により算出)

係数	設計金額(税込み)				
が致	1 億円	1 億円超3億円未満	3億円以上		
a	0.95	0.95 + 0.20 / 2 - 0.20 / 200,000,000 × 設計金額	0.75		
b	0.90	0.90 + 0.20 / 2 - 0.20 / 200,000,000 × 設計金額	0.70		
С	0.80	0.80 + 0.10 / 2 - 0.10 / 200,000,000 × 設計金額	0.70		
d	0.30	0.30	0.30		

一般管理費等にかかる係数 d に変更はありません

工事費内訳別判断基準(現行どおり)

入札金額の工事費内訳が、市積算の工事費内訳に対してそれぞれ次表の率以上 であること。

工事費内訳		
直接工事費	75%	
共通仮設費(積上分+率分)		
現場管理費		
一般管理費等		

工事費総額判断基準及び工事費内訳別判断基準の計算例を、8ページ以降に掲載しています。

実施時期

平成26年4月1日以降に指名通知又は入札公告する工事から適用します。

【計算例 1】 土木工事の場合

線道路改良工事 市の設計内訳(税抜き)

直接工事費	8,166,121円
共通仮設費(積上分)	705,600円
共通仮設費(率分)	960,000円
現場管理費	2,650,000円
一般管理費等	1,607,279円
合計(工事価格)	14,089,000円

- 1 算出式の運用基準(別表)から、当該工事に該当する「工事の種類」を確認します。この事例では、改良工事のため、 **土木工事**に該当します。(2ページの「算出式の運用基準」の説明参照)
- 2 土木工事の場合、「設計書に基づく直接工事費」は、「最低制限価格等の算出式に用いる直接工事費」 と同一であることから、「設計書に基づく直接工事費」=「算出式に用いる直接工事費」となります。以下、 「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」も同一のため、最低制限価格等の算出式に用いる工事 費の内訳は、設計書における工事費の内訳と同一となります。
- 3 最低制限価格等の算出式に金額をあてはめます。(1円未満は切り捨て)

直接工事費 8,166,121円×0.95 = 7,757,814円 共通仮設費 (705,600円 + 960,000円)×0.90 = 1,499,040円 現場管理費 2,650,000円×0.80 = 2,120,000円 一般管理費等 1,607,279円×0.55 = 884,003円

4つの金額を合計し、千円未満を切り上げます。

7,757,814円 + 1,499,040円 + 2,120,000円 + 884,003円 = 12,260,857円 <u>12,261,000円</u> 必ず千円未満を切り上げ千円単位とします。消費税抜きで計算します。

算出された額が、予定価格の $75\% \sim 90\%$ の範囲内にあれば、<u>この金額12,261,000円</u>を本件の最低制限価格又は調査基準額として決定します。

新築工事 市の設計内訳(税抜き)

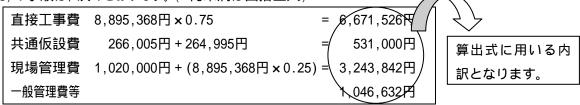
直接工事費	8,895,368円
共通仮設費(積上分)	266,005円
共通仮設費(率分)	264,995円
現場管理費	1,020,000円
一般管理費等	1,046,632円
合計(工事価格)	11,493,000円

- 1 算出式の運用基準(別表)から、当該工事に該当する「工事の種類」を確認します。この事例では、新築工事のため、**建築工事**に該当します。(2ページの「算出式の運用基準」の説明参照)
- 2 建築工事の場合、「設計書に基づく直接工事費×0.75」が、「最低制限価格等の算出式に用いる直接工事費」となります。また、「設計書に基づく現場管理費+直接工事費×0.25」が、「最低制限価格等の算出式に用いる現場管理費」となります。

「共通仮設費」、「一般管理費等」については、設計書に基づく内訳がそのまま最低制限価格等の算出式に用いる内訳となります。

よって、直接工事費と現場管理費については、最低制限価格等の算出式に用いる内訳に、組み替え(置き換え)なければいけません。

3 「設計書に基づく工事費内訳」を「最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳」に組み替え(置き換え)の手順は、次のとおりです。(1円未満は四捨五入)



上記の組み替えは、土木工事には必要ありません。建築工事は、「設計書に基づく工事費内訳」が「最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳」と違うため、上記の計算を行います。(上·下水道(電気・機械)設備工事も同様です)

4 「最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳」により、最低制限価格等の算出式に金額をあてはめます。(1円未満は切り捨て)

直接工事費 6,671,526円×0.95 = 6,337,949円 共通仮設費 531,000円×0.90 = 477,900円 現場管理費 3,243,842円×0.80 = 2,595,073円 一般管理費等 1,046,632円×0.55 = 575,647円

4つの金額を合計し、千円未満を切り上げます。

6,337,949円 + 477,900円 + 2,595,073円 + 575,647円 = 9,986,569円 **9,987,000円** 必ず千円未満を切り上げ千円単位とします。消費税抜きで計算します。

算出された額が、予定価格の75%~90%の範囲内にあれば、<u>この金額9,987,000円を本件の最低制限</u>価格又は調査基準額として決定します。

【計算例 3】 算出式により算出した金額が、予定価格の75%~90%の範囲内とならない場合 (上限(予定価格の90%)を超える場合)

予定価格 8,255,000円の工事で最低制限価格等の算出式によって算出された価格が、7,432,000円の場合、予定価格に対する割合が、7,432,000円 / 8,255,000円 = 90.03%となり、上限である90%を超えます。

この場合、8,255,000円 x 0.90 = 7,429,500円以内の千円単位の価格とするために<u>7,429,000円</u>を最低制限価格又は調査基準額として決定します。

<u>必ず千円単位とします。消費税抜きで計算します。</u>

【計算例 4】 算出式により算出した金額が、予定価格の75%~90%の範囲内とならない場合 (下限(予定価格の75%)を下回る場合)

予定価格 3,030,000円の工事で最低制限価格等の算出式によって算出された価格が、2,265,000円の場合、予定価格に対する割合が、2,265,000円 / 3,030,000円 = 74.75%となり、下限である75%を下回ります。この場合、3,030,000円×0.75 = 2,272,500円以上の千円単位の価格とするために**2,273,000円**を最低制限

価格又は調査基準額として決定します。

必ず千円単位とします。消費税抜きで計算します。

【工事費総額判断基準及び工事費内訳別判断基準の計算例】

【計算例 1】 土木工事(低入札価格調査制度対象工事)の場合

線道路改良工事 市の設計内訳(税抜き)

直接工事費	73,553,540円
共通仮設費(積上分)	7,638,354円
共通仮設費(率分)	7,872,000円
現場管理費	23,008,000円
一般管理費等	12,968,106円
合計(工事価格)	125,040,000円

- 1 算出式の運用基準(別表)から、当該工事に該当する「工事の種類」を確認します。この事例では、改良工事のため、 **土木工事**に該当します。(2ページの「算出式の運用基準」の説明参照)
- 2 土木工事の場合、「設計書に基づく直接工事費」は、「最低制限価格等の算出式に用いる直接工事費」 と同一であることから、「設計書に基づく直接工事費」=「算出式に用いる直接工事費」となります。以下、 「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」も同一のため、最低制限価格等の算出式に用いる工事 費の内訳は、設計書における工事費の内訳と同一となります。
- 3 **工事費総額失格基準価格の計算**では、算出式中の<u>係数算出に設計金額(税込み)を用います</u>。この事例では、125,040,000円×1.08 = 135,043,200円が係数算出に用いる設計金額となり、設計金額(税込)が1億円超3億円未満の欄の算出式により係数を算出します。ここでは端数処理をしません。

(3ページの算出式参照) 【この係数の算出式でのみ、税込み設計金額を用います】

直接工事費の係数 a = 0.95+0.20/2-0.20/200,000,000×135,043,200 = 0.9149568 共通仮設費の係数 b = 0.90+0.20/2-0.20/200,000,000×135,043,200 = 0.8649568 現場管理費の係数 c = 0.80+0.10/2-0.10/200,000,000×135,043,200 = 0.7824784 一般管理費等の係数 d = 0.30

算出した係数を工事費総額失格基準価格(税抜き)の算出式にあてはめます。

各内訳(税抜き)ごとに係数を乗じ(1円未満は切り捨て)たのち、合計します。(3ページの算出式参照)

直接工事費×a+共通仮設費(積上分+率分)×b+現場管理費×c+一般管理費等×d

- = 73,553,540円×0.9149568+(7,638,354円+7,872,000円)×0.8649568
- +23,008,000円×0.7824784+12,968,106円×0.30
- = 67,298,311+13,415,786+18,003,263+3,890,431
- = 102,607,791

算出した金額について千円未満を切り上げた102,608,000円が工事費総額失格基準価格となります。 この事例では調査基準額が109,375,000円となりますので、入札金額が109,375,000円を下回ると低入札 価格調査の対象となり、工事費総額失格基準価格である102,608,000円を下回った場合、失格となります。 4 **工事費内訳別判断基準の計算**は、各内訳(税抜き)ごとにそれぞれ算出式にあてはめます。(1円未満は 切捨て。 4ページの算出式参照)

直接工事費 73,553,540円×0.75 = 55,165,155円 共通仮設費 (7,638,354円+7,872,000円)×0.70 = 10,857,247円 現場管理費 23,008,000円×0.70 = 16,105,600円 一般管理費等 12,968,106円×0.30 = 3,890,431円

入札金額に基づく工事費内訳(低入札価格調査の対象となったときに提出を求める工事費内訳書による)が、これら4つの基準価格を**ひとつでも**下回った場合は失格となります。

【計算例 2】 建築工事(低入札価格調査制度対象工事)の場合

新築工事 市の設計内訳(税抜き)

直接工事費	112,201,848円
共通仮設費(積上分)	2,659,001円
共通仮設費(率分)	4,364,999円
現場管理費	8,813,000円
一般管理費等	11,447,152円
合計(工事価格)	139,486,000円

- 1 算出式の運用基準(別表)から、当該工事に該当する「工事の種類」を確認する。この事例では、建築工事のため、**建築工事**に該当します。(2ページの「算出式の運用基準」の説明参照)
- 2 建築工事の場合、「設計書に基づく直接工事費×0.75」が、「最低制限価格等の算出式に用いる直接 工事費」となります。また、「設計書に基づく現場管理費+直接工事費×0.25」が、「最低制限価格等の算 出式に用いる現場管理費」となります。

「共通仮設費」、「一般管理費等」については、設計書に基づく内訳がそのまま最低制限価格等の算出式に用いる内訳となります。

よって、直接工事費と現場管理費については、最低制限価格等の算出式に用いる内訳に、組み替え (置き換え)なければいけません。

3 「設計書に基づく工事費内訳」を「最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳」に組み替え(置き換え)の手順は、次のとおりです。(1円未満は四捨五入)

直接工事費 112,201,848円×0.75 = 84,151,386円 共通仮設費 2,659,001円+4,364,999円 # 7,024,000円 現場管理費 8,813,000円+(112,201,848円×0.25) = 36,863,462円 一般管理費等 11,447,152円 前記の組み替えは、土木工事には必要ありません。建築工事は、「設計書に基づく工事費内訳」が「最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳」と違うため、前記の計算を行います。(上·下水道(電気・機械)設備工事も同様です)

4 **工事費総額失格基準価格の計算**では、算出式中の<u>係数算出に設計金額(税込み)を用います</u>。この事例では、139,486,000円×1.08 = 150,644,880円が係数算出に用いる設計金額となり、設計金額(税込)が1億円超3億円未満の欄の算出式により係数を算出します。ここでは端数処理をしません。

(3ページの算出式参照)【この係数の算出式でのみ、税込み設計金額を用います】

直接工事費の係数 a = 0.95+0.20/2-0.20/200,000,000×150,644,880 = 0.89935512 共通仮設費の係数 b = 0.90+0.20/2-0.20/200,000,000×150,644,880 = 0.84935512 現場管理費の係数 c = 0.80+0.10/2-0.10/200,000,000×150,644,880 = 0.77467756 一般管理費等の係数 d = 0.30

算出した係数を工事費総額失格基準価格(税抜き)の算出式にあてはめます。

各内訳(税抜き)ごとに係数を乗じ(1円未満は切り捨て)たのち、合計します。(3ページの算出式参照)

直接工事費 × a + 共通仮設費 (積上分 + 率分) × b + 現場管理費 × c + 一般管理費等 × d

- = 84,151,386円×0.89935512+(2,659,001円+4,364,999円)×0.84935512
 - +36,863,462円×0.77467756+11,447,152円×0.30
 - = 75,681,979 + 5,965,870 + 28,557,296 + 3,434,145
- = 113,639,290

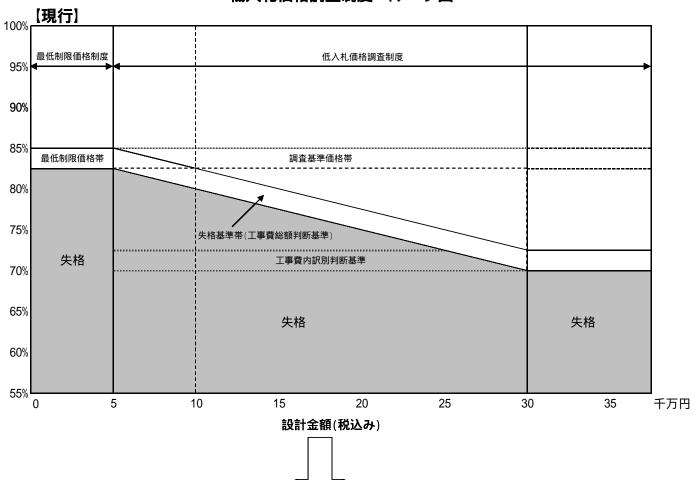
算出した金額について千円未満を切り上げた<u>113,640,000円</u>が工事費総額失格基準価格となります。 この事例では調査基準額が122,053,000円となりますので、<u>入札金額が122,053,000円を下回ると低入札</u> 価格調査の対象となり、工事費総額失格基準価格である113,640,000円を下回った場合、失格となります。

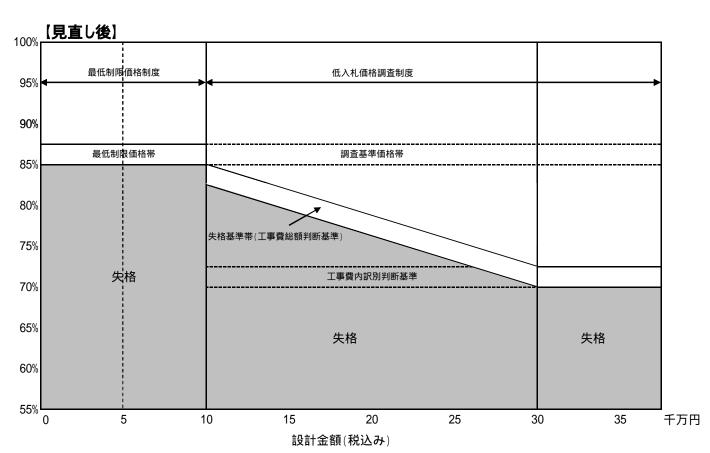
5 **工事費内訳別判断基準の計算**は、各内訳(税抜き)ごとにそれぞれ算出式にあてはめます。(1円未満は切捨て。4ページの算出式参照)

直接工事費 84,151,386円×0.75 = 63,113,539円 共通仮設費 (2,659,001円+4,364,999円)×0.70 = 4,916,800円 現場管理費 36,863,462円×0.70 = 25,804,423円 一般管理費等 11,447,152円×0.30 = 3,434,145円

入札金額に基づく工事費内訳(低入札価格調査の対象となったときに、提出を求める工事費内訳書による)が、これら4つの基準価格を**ひとつでも**下回った場合は失格となります。

低入札価格調査制度 イメージ図





3 入札方式の選定方法の見直し

これまで指名競争入札方式に限っていた設計金額1,000万円未満の工事について、条件付一般競争入札方式を適用することができることとしました。

条件付一般競争入札の公告は、尾道市ホームページに随時(主として火曜日)掲載しておりますのでご確認ください。

公告情報掲載先:

トップページ (http://www.city.onomichi.hiroshima.jp)

事業者の方へ

下図「条件付一般競争入札」



実施時期

平成26年4月1日以降に指名通知又は入札公告する工事から適用します。

4 前払金等の変更基準の見直し

前金払又は中間前金払の対象となる契約について、請負代金額に変更があった場合の取扱を見直します。

1 増額変更の場合

増額後の差額(1)の支払いを請求することができる基準を「請負代金額が4分の1以上増額された場合」から「請負代金額が著しく増額された場合」に変更します。

1:増額後の請負代金額の10分の4(中間前払金の支払いを受けていると きは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受け ているときは、中間前払金額を含む。)を差し引いた額に相当する額の 範囲内

2 減額変更の場合

超過額(2)を返還しなければならない基準を「請負代金額が4分の1以上減額された場合」から「請負代金額が著しく減額された場合」に変更します。

2:受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(中間前払金の 支払いを受けているときは10分の6)を越えるときに、その超えた 額。

実施時期

平成26年4月1日以降に契約締結するものから適用します。

【お願い】

受領確認書の提出について

指名通知の確認状況を、電子入札システムの受領確認により判断しますので、指名 通知書を受け取った場合は、指名通知書の確認と併せて、電子入札システム(調達案 件一覧)より、受領確認書の提出を必ず行ってください。

また、入札辞退をする場合でも、受領確認書を提出した上で辞退の処理をお願いします。

開札結果の確認について

開札の結果、再入札となる場合もありますので、結果を必ず確認してください。 通常、開札時間の5分後には結果が出ます。

入札回数は最大2回(再度入札1回)です。

再入札となった場合の締切予定時間は、原則として同日の13時30分ですが、<u>実</u>際の入札締切時刻は「再入札通知書」をご確認ください。

その他

請負金額250万円以上の工事について、成績評定を実施し、評定点を請負業者に 通知しています。

通知された評定点に疑義がある場合、説明を求めることができます。

詳しくは、工事成績評定通知書をご確認ください。

別表

(この表は、工事の種類毎に、「設計書に基づく工事費内訳」を最低制限価格又は調査基準額、工事費内訳別判断基準及び工事費総額判断基準の算出式に用いる場合の運用基準です。)

	丁言の経数	最低制限価格制度及び低入札価格調査制度(最低制限価格等及び工事費内訳別判断基準の算出式)に用いる工事費内訳					
工事の種類			直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	(ア)下記以外の土木工事		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
± *	(イ)鋼橋製作		直接工事費 + 材料費 + 製作費 + 工場塗装費 + 輸送費 + 架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分 + 間接労 務費	現場管理費 + 工場管理費	一般管理費等
木工事	(ウ)電気(一般工事)		直接工事費 + 直接製作費(機器費 ×0.6)	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労 務費(機器費×0.1)	現場管理費 + 工場管理費(機 器費×0.2) + 機器間接費	一般管理費等 +機器費×0.1
	(工)機械設備		直接工事費 + 直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分 + 間接労 務費	現場管理費 + 工場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費	一般管理費等
建築工事	建築(建築機械設 建築電気設備等		直接工事費×0.75	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費 + 直接工事費 × 0.25	一般管理費等
工下 事水 道	下水道電気設備 下水道機械設備		直接工事費 + 機器費 × 0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分 +機器費×0.1	現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費 + 機器費 × 0.2	一般管理費等 +機器費×0.1
۲H	厚生労働省 水道施設整 備費国庫補助 事業に係る 歩掛表で積算 した工事	土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
上水道工事		電気設備 機械設備	直接工事費 + 機器費 × 0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分 +機器費×0.1	現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費 + 機器費 × 0.2	一般管理費等 +機器費×0.1
量	低制限価格又は調査	· 基準額	× 0 . 95	<u> </u>	× 0 . 9	× 0 . 8	× 0 . 5 5

算	最低制限価格又は調査基準額 (右欄合計額)	× 0 . 9 5	× 0 . 9	× 0 . 8	× 0 . 5 5		
出出	工事費内訳別判断基準	75%以上	70%以上	70%以上	30%以上		
法	工事費総額判断基準 (右により算出される額以上)	直接工事費×a+(共通仮設費積上分+共通仮設費率分)×b+現場管理費×c+一般管理費等×d(係数a,b,c,dは3ページの算出式参照)					

備考)用語の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」、厚生労働省作成の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」による。
印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による。また、公共建築工事積算基準により積算した屋外整備工事等は、建築工事により算出する。

上記の表の見方(最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳の運用基準)

(直接工事費の例)

最低制限価格等の算出式に用いる<u>「直接工事費」</u>は、 土木工事では、<u>「本市の設計書(仕様書)に基づく直接工事費」</u>、 建築工事では、<u>「本市の設計書(仕様書)に基づ</u> <u>〈直接工事費×0.75」</u>になります。この額に対してそれぞれの率や係数を乗じます。 下水道工事等も同様の見方となります。

なお、「現場管理費」等の他の工事費内訳についても、表中の基準によるものが最低制限価格等の算出式に用いる各工事費内訳となります。

(参考) 最低制限価格又は調査基準額の算出式 =

(直接工事費×0.95)+(共通仮設費×0.90)+(現場管理費×0.80)+(一般管理費等×0.55)